

処 罰 規 定

第1条 (設 置)

本規定は組合規約第52条の定めによりこれを設ける。

第2条 (適用の範囲)

次の各号の1に該当した者は処罰する。

1. 組合員で決議に違反する行為をなした者
2. この組合の統制を乱した者
3. 組合の名誉を汚すような行為のあった者
4. 組合に不利益な行為をなした者
5. 組合員で正当な理由なくして義務をおこたった者
6. 組合員で会社より再三の譴責処分を受けた者
7. 組合員で組合の機密を漏らし多大なる不利益をもたらした者
8. その他組合員として不適当な行為をした者

第3条 (処 罰)

この組合の処罰は除名、権利停止、解任、譴責、始末書提出とする。

第4条 (審問委員)

処罰に関する事項を審問査定する為審問委員会を設ける。

第5条 (審問委員会規定)

審問委員会規定は別に定める。

第6条 (処 罰 決 定)

第2条に該当する者は審問委員会において調査し、大会に結果を答申し、大会に於いて処罰を決定する。

第7条 (決定の通知)

中央執行委員長は大会の決定を受けた日より1週間以内に所属支部長へ通報し、支部長より事件申立人ならびに本人に正式に言渡さねばならない。

第8条 (執行期日)

この規定は昭和29年9月25日より実施する。

(H5.8 改定)